

# 東京における家内労働の概況

平成26年4月現在

東京労働局 労働基準部 賃金課

## 1 概況（別表1）

東京都内における家内労働者は、平成25年10月1日現在6,015人、補助者は390人で、これらを合計した家内労働従事者は6,405人、委託者数は722となっている。

家内労働者の業種別内訳を多い順にみると、日用雑貨、玩具、装身具、造花等を製造する「その他(雑貨等)」が2,279人、男子、婦人服等を製造する「繊維工業」が1,138人、「印刷・同関連業及び出版産業」が632人、「皮革製品製造業」が429人、通信機、音響機器部品等を製造する「電子部品・デバイス製造業」、「電気機械器具製造業」、「情報通信機械器具製造業」の合計が、129人となっており、これらで全体の76.6%を占めている。

参考：全国計（平成25年10月1日現在）
家内労働従事者 121,385人、（うち補助者4,052人）
委託者数 8,780

## 2 東京地方労働審議会

東京地方労働審議会（以下「審議会」という。）は労働行政全般を審議する機関であり最低工賃の決定及びその改正決定については家内労働法第21条に基づき、審議会に最低工賃専門部会（以下「専門部会」という。）を設置し審議を付託することになる。専門部会の委員は、9名（公益代表委員、家内労働者代表委員、委託者代表委員各3名）で構成される。

また、審議会には、常設の家内労働部会が設置されており、最低工賃以外の家内労働に関する重要事項については同部会で審議される。委員の構成は専門部会と同様である。

専門部会においては、平成25年度に「革靴製造業最低工賃」の改正審議が行われ金額が改正された。

家内労働部会においては、平成23年度は「婦人既製洋服製造業最低工賃」について、平成24年度は「電気機械器具製造業最低工賃」について、それぞれ改正諮問見送り審議を行った。

## 3 最低工賃（別表2～5）

家内労働法第8条は、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、必要があるときは労働局長が最低工賃を決定することができるとしている。

現在、東京都内の家内労働者に適用される最低工賃は、「電気機械器具製造業」、「婦人既製洋服製造業」及び「革靴製造業」の3業種について決定されている。

また、家内労働法第10条において、労働局長は最低工賃の改正、廃止ができることとされており、昭和58年度から「最低工賃新設・改正計画」を策定し、

計画的な改正を行っている。

現在の最低工賃の決定状況は別表 2、各最低工賃額は別表 3 から別表 5 のとおりである。

## 4 広報活動の実施状況

### (1) リーフレット等の配布

東京都及び区市町村関係部局の行政機関、主要な委託者団体、家内労働団体等に対し、家内労働関係リーフレット等の配布依頼を行っている。

### (2) ホームページの活用

東京労働局ホームページに家内労働法のあらましの他、家内労働関係情報の掲載を行っている。

## 5 労災保険特別加入（別表 6～8）

労働者災害補償保険法第 33 条第 1 項第 5 号に基づく同法施行規則第 46 条の 18 第 3 号の特定作業を行う家内労働者及び補助者は、希望により労災保険に特別加入することができる。この制度について家内労働者及び委託者に周知を図り、加入促進に努めている。

平成 25 年 7 月 31 日現在における特別加入者数は、有機溶剤を使用する家内労働従事者 5 団体 116 人、プレスなどを使用する家内労働従事者 11 団体 97 人、合計 16 団体 213 人となっている（別表 6、別表 7）。

平成 25 年 12 月末現在における特別加入家内労働従事者の災害発生状況をみると、休業を要した災害は 25 年 1 件（前年比△3 件）であり、不休災害を含めた災害は 25 年は 10 件（前年比+2 件）であった（別表 8）。

## 6 安全及び衛生に関する指導状況

### (1) 家内労働安全衛生指導員の活動状況（別表 9）

家内労働者の安全の確保、健康の保持及び就業条件の改善について指導を行うため、家内労働安全衛生指導員制度が設けられており、当局においては家内労働者が比較的多く存在する 3 署（上野、池袋、向島）に各 1 名の指導員を委嘱し配置している。

平成 25 年度においては、これらの指導員により 35 件の委託者を臨検し、実際に委託を行っていた 29 件のうち改善すべき点が認められた 13 件（別表 9）に対し指導を行った。主な指導内容は、委託状況届の提出、家内労働手帳の交付、記入であった。

### (2) 家内労働者健康相談事業の実施状況等（別表 10）

有機溶剤中毒予防対策として、昭和 56 年度から有機溶剤を使用する家内労働者

働者に対し無料特殊健康診断を実施してきたが、年々受診者が逡減し20名を下回る状況が続いていたところ、平成17年度から費用の一部が自己負担となったこともあり、受診希望者がいないという状況となったため、当局においては平成18年度以降実施していない。

その後、平成19年度末をもって厚生労働省の特殊健康診断事業は廃止となり、それに代わる事業として平成20年度より家内労働者に対する産業医等による健康相談事業が特定の労働局で実施されることとなった。

当局では、産業医による講演と個別相談を実施し、平成21年度には23名、平成22年度には27名の参加があったが、平成23年度は実施対象局に該当しなかった。平成24年度には32名の参加により実施されたものの、同年度限りで廃止された。

なお、平成25年度は厚生労働省委託事業「危険物有害業務に従事する家内労働者の実態把握調査報告について」（受託：東京海上日動リスクコンサルティング株式会社）が実施された。